

姫路市上下水道局管理規程第 14 号

令和 7 年 10 月 29 日

姫路市上下水道事業管理者 種 谷 康

姫路市上下水道局公印規程の一部を改正する規程を公布する。

姫路市上下水道局公印規程の一部を改正する規程

姫路市上下水道局公印規程（平成 19 年姫路市企業局管理規程第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「記録した」の次に「公印の」を、「印影（」の次に「同一性を失わない範囲でこれを拡大し、又は縮小したものを含む。」を加え、同条第 2 項「管守者」を「使用者（前項の規定による承認を受けた者をいう。次項において同じ。）」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

- 2 前項の規定により電子公印を使用しようとする者は、電子計算機に印影を記録しようとする公印の管守者にその旨を申請し、承認を受けなければならない。
- 3 公印の管守者は、前項の規定による申請があったときは、当該公印の同一性が失われていないかを確認し、承認するものとする。

第 10 条に次の 1 項を加える。

- 5 電子公印の使用者は、電子公印を使用する必要がなくなったときは、速やかに当該電子公印を電子計算機から消去し、第 3 項の規定による承認を受けた公印の管守者に報告しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。